

報道取材情報（沼津市）

平成 31 年 4 月 5 日（金）発表

名称等	『平成 31 年度沼津市鳥獣被害対策実施隊委嘱状交付式』 の開催
実施日時	平成 31 年 4 月 10 日（水曜日） 14 時 00 分から
場所	沼津市役所 4 階 特別応接室
担当	産業振興部 農林農地課 直通 055-934-4751 内線 2523

1 内容

鳥獣被害を削減するためには、被害防止対策に取り組むための新たな体制を早急に整備することが重要であると考え、包括的かつ効果的な被害防止対策の核としての役割を担う沼津市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を平成 29 年 4 月 1 日に設置した。活動 3 年目となる今回、行政職員ではない実施隊の隊員 5 名に対して委嘱状を交付する。

2 目的・理由

- (1) 市で策定している沼津市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施すること。
- (2) 鳥獣に関する専門知識と捕獲技術を有する者を隊員とすることで市民から寄せられる被害報告に対して効果的な対応が可能になる。

3 経緯・経過

- (1) 平成 28 年度までは、予算や鳥獣担当職員の人数が限られており、市民の被害報告に対して迅速かつ効果的に対応できなかったことから、平成 28 年度当初から設置について検討・準備を開始し、平成 29 年 4 月 1 日に実施隊を設置、稼働した。
実施隊の活動により、捕獲頭数や被害件数等について一定の成果が出ている。

4 実施隊の概要

- (1) 隊の構成：12 名（農林農地課職員 7 名、非常勤 5 名）任期 1 年
隊長（1 人）：農林農地課長（鳥獣被害対策主管課長）
隊員（11 人）：農林農地課職員 6 名
駿東猟友会沼津支部会員 5 名

駿東猟友会沼津支部会員
計 5 名が委嘱状交付対象

(2) 業務

- ① 市内住宅地等のパトロール
- ② 市が設置した箱わなの管理（周辺の草刈、清掃等）
- ③ 市民からの被害報告への初期対応（現場確認、苦情対応）
- ④ 人的被害が予想される市街地付近での捕獲活動